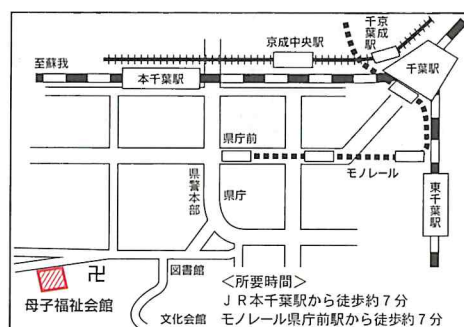


養育費の無料法律相談

離婚に際して、「離婚した時に養育費をもらえることを知らなかった」、「どのようにして養育費を取得すればいいのかわからなかった」など、離婚に伴う養育費に関しては、多くの場合、取得しているケースが少ないのが現状です。こうした問題を解決するために、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会では、法律専門家による「養育費問題」を専門に扱う**無料法律相談**を行っています。

法律相談の案内

- 【相談内容】 養育費問題に関することなど
- 【対象者】 千葉県内に在住の方
- 【相談日】 毎月第2土曜日
- 【相談時間】 午後1時から4時まで 一人30分程度
一日あたり5人まで
- 【相談場所】 千葉県母子福祉会館
千葉市中央区亥鼻2-10-9
- 【相談料金】 無料
- 【託児サービス】 有り
- 【駐車場】 予約受付有り



① 予約申込・問い合わせ

一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 事務局

TEL 043-222-5818

TEL・FAX 043-225-9177

電話は土日、祝祭日を除く9時30分から16時30分です。

② 後日、相談日時等を事務局より連絡します。

☆先着順の受付のため、相談日の予定が定数に達している場合は、次回以降の相談日になる場合があります。